

# 議案第10号

## 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

次のとおり警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成26年6月11日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

警察職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和29年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(19) 略

(20) 水上警戒業務手当

(夜間特殊業務手当)

第23条 略

(水上警戒業務手当)

第24条 水上警戒業務手当は、職員が海上保安庁の船舶に乗り組んで行う外国船舶の警戒の作業で人事委員会が定めるものに従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、職員が作業に従事した日1日につき1,100円とする。

(併給禁止)

第25条 略

(委任)

(特殊勤務手当の種類)

第2条 特殊勤務手当の種類は、次のとおりとする。

(1)～(19) 略

(夜間特殊業務手当)

第23条 略

(併給禁止)

第24条 略

(委任)

第26条 略

第25条 略

附 則

この条例は、公布の日から施行する。